

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	個人施行者の事業計画等変更の認可	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第7条の16第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	<p>都市再開発法第7条の9の個人施行の認可に準じて審査を行う。</p> <p>都市再開発法第7条の16第2項において準用する第7条の14。</p> <p>○都市再開発法 (施行の認可の基準)</p> <p>第7条の14 都道府県知事は、第7条の9第1項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>(2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。</p> <p>(3) 施行地区が、第一種市街地再開発事業の施行区域の内外にわたっており、又は第3条第2号から第4号までに掲げる条件に該当しないこと。</p> <p>(4) 事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。</p> <p>(5) 当該第一種市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p> <p>○都市再開発法施行規則 (個人施行に関する認可申請手続)</p> <p>第1条の6 法第7条の9第1項の認可を申請しようとする者は、1人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を、数人共同して徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。</p>	
	参 考 事 項	<p>関係法令 都市再開発法第7条の9～14、16 法施行規則第1条の6～8、第4条～第8条</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 日 (休日を除く・休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由) 設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。
(個人施行に関する認可申請書の添付書類)
第1条の7 法第7条の9第1項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者であるときはその旨を証する書類
(2) 法第7条の12の同意を得たことを証する書類
(3) 認可を申請しようとする者が法第7条の13第1項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類